

地域課題解決事業

高等教育機関がその教育研究成果を生かし、自治体が抱える地域課題の解決策の提案を行い、自治体等と協働して実施することにより、課題の解決を図る。

① 地域課題の募集・申請

- ・ コンソーシアムから県下の自治体等に対して地域課題の募集を行う。
- ・ 自治体等は、申請時に事業費を明示する。

地域課題の例	
地域づくり	中心市街地の活性化、地域行事の企画運営参加、公共交通問題、過疎対策、コミュニティ活動など
地域産業の活性化	特産品による商品開発、観光プランの提案など
保健・福祉の増進	健康増進講座、健康調査、高齢者との交流活動、少子化問題（人口増対策）など
教育支援	学習支援、体験活動やスポーツの指導など
環境の保全	里山の保全、地域の清掃美化、環境教育など
地域の安全安心	防犯パトロール、防災啓発活動など
その他の活性化	地域の魅力の情報発信等地域活性化に資する活動

② 地域課題への解決策の募集・提案

- ・ コンソーシアムは、自治体等からの申請を受けて、各高等教育機関に対し地域課題への解決策の募集を行う。
- ・ 提案者は教員とする。（学生が行う事業であっても担当教員を設け、同教員が実施責任者として提案する。）

③ 解決策の採択と契約締結等

- ・ 提案を受けた自治体等は、必要に応じ高等教育機関の教員と協議の上、採否を決定する。
- ・ 採択となった高等教育機関は、当該自治体等との間で受託研究契約又は共同研究契約を締結する。
- ・ 自治体等は、契約締結後、高等教育機関へ事業費を直接支払う。

④ 事業の実施

- ・ 事業の開始に当たっては、高等教育機関（提案者）は当該自治体と綿密な打合せを行い、協働して事業に取り組む。

⑤ 事業実績報告書の提出

- ・ 高等教育機関（提案者）は、事業終了後、コンソーシアムに対し事業実績報告書を提出し、コンソーシアムは、当該自治体に報告する。

⑥ 事業費の額の確定及び事業成果に対する評価

- ・ 自治体等は、事業実績報告書を確認のうえ事業費の額を確定し、高等教育機関に通知する。
- ・ 自治体等は、事業評価報告書を作成し、コンソーシアムへ提出し、コンソーシアムは高等教育機関（提案者）に報告する。